

平成31年第3回ニセコ町農業委員会総会議事録

1 開催日時 平成31年3月27日(水)午後3時00分から午後4時16分

2 開催場所 ニセコ町役場 第2会議室

3 出席委員(13人)

会長	13番	荒木	隆志		
会長職務代理者	9番	松田	修身		
委員	1番	茶谷	久登	2番	大橋 敏範
	3番	大田	和広	4番	佐藤 寿恵
	5番	笹塚	成之	6番	芳賀 修一
	7番	平松	利幸	8番	大加瀬 真紀子
	10番	長井	修	11番	山崎 常雄
	12番	大野	智美		

4 欠席委員(0人)

5 議事日程

第1 議事録署名委員の指名

第2 会期の決定

第3 諸般の報告

第4 報告第1号 農地法第5条の規定による許可申請の取り下げについて

第5 報告第2号 農業経営基盤強化促進法に基づく嘱託代位登記の完了について

第6 報告第3号 農業経営改善計画の認定に係る協議について

第7 報告第4号 農用地利用関係の調整結果について

第8 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について

第9 議案第2号 農地所有適格法人の要件確認について

第10 議案第3号 農地法第18条第6項の規定による通知書(合意解約)について

第11 議案第4号 農業経営改善計画の認定に係る協議について

第12 議案第5号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について

6 農業委員会事務局職員

事務局長 福村 一広 農地係長 山口 丈夫

7 会議の概要

会 長

皆さまご苦労様です。

今日は第3回の総会になります。1時30分からは労務賃金の協定協議会も開催されておりました。それでは始めたいと思います。

議 長

ただいまの出席委員は、13名であります。定足数に達しておりますので、これより平成31年、第3回ニセコ町農業委員会総会を開会いたします。直ちに本日の会議を開きます。本日の議事日程は、あらかじめお手許に配布したとおりであります。

日程第1、議事録署名委員の指名を行います。議事録署名委員は、会議規則第9条の規定により議長において、1番 茶谷久登君、2番 大橋敏範君を指名いたします。なお、本日の会議書記には事務局職員の福村局長と山口農地係長を指名いたします。

日程第2、会期の決定の件を議題といたします。おはかりいたします。今総会の会期は、本日1日間としたいと思います。これにご異議ありませんか。

【異議なしの声あり】

ご異議なしと認めます。よって会期は、本日1日間と決定しました。

日程第3、諸般の報告をいたします。平成31年第2回総会以降の会長及び代理の動静について報告いたします。その内容は、別紙動静書のとおりであります。

以上をもって、諸般の報告を終わります。

日程第4、報告第1号「農地法第5条の規定による許可申請の取り下げについて」の件、

日程第5、報告第2号「農業経営基盤強化促進法に基づく嘱託代位登記の完了について」の件、

日程第6、報告第3号「農業経営改善計画の認定に係る協議について」の件、

日程第7、報告第4号「農用地利用関係の調整結果について」の件の4件を一括議題といたします。

事務局より報告事項の朗読と説明をお願いします。

事務局

【報告第1号の朗読】

議案にもありますとおり、平成30年第9回総会で不許可相当と議決された案件ですが、北海道農業会議への意見聴取の結果がいずれの判断もしないとなる中、申請者である転用事業者から記載の理由により申請を取り下げる旨の書類を受理

したものです。

以上、報告第1号を終わります。

【報告第2号の朗読】

本件は、2月28日ニセコ町告示第12号で告示した案件であり、〇〇さんから〇〇さんへの所有権移転の嘱託登記の案件で、3月15日に登記が完了しております。

以上、報告第2号を終わります。

【報告第3号の朗読】

本件については、ニセコ町長からの協議依頼に対して総会にて協議する暇がなかったため、専決処分しニセコ町長に回答した案件です。8ページ以降に計画認定申請書を添付しております。

農業所得額については〇〇千円ほどの増となっております。2018年の馬鈴しょや小豆の収量が非常に低かったため、これらの収量の回復を図るとともにブロッコリーを始めとした収量の更なる増を図り、所得を向上する内容となっております。問題は無いと判断させていただきましたので、報告いたします。

以上、報告第3号を終わります。

【報告第4号の朗読】

昨年11月の第11回総会において調整委員を指名した案件で、3月11日に農用地利用関係調整委員会を開催し、合意に至っております。

以上、報告第4号を終わります。

議 長

それでは、ただ今の報告第1号について、発言のある方は挙手をお願いします。

【発言なし】

それでは、ただ今の報告第2号について、発言のある方は挙手をお願いします。

【発言なし】

それでは、ただ今の報告第3号について、発言のある方は挙手をお願いします。

【発言なし】

それでは、ただ今の報告第4号について、発言のある方は挙手をお願いします。

【発言なし】

特に発言がないようですので、報告第1号から報告第4号までを報告済とします。

ここで暫時休憩といたします。

【休憩】

議長 それでは議事を再開いたします。

日程第8、議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」の件を議題とします。

事務局より議題の朗読と説明をお願いします。

事務局 【議案の朗読】

本案は農地法第3条による賃貸借の移転をするものです。これまでは財務省所有の農地について譲渡人が賃借していましたが、隣接農地を譲受人に賃貸借したことから一体として利用するため、申請されたものです。15ページの調査書にありますとおり、各要件を満たしていると考えます。

以上、議案第1号の朗読と説明を終わります。

議長 これより議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」の件の質疑に入ります。質疑はありませんか。

【なしの声あり】

質疑なしと認めます。これをもって、質疑を終了いたします。本案については、討論のないものと認め、省略いたします。

これより、議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」の件を採決いたします。本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手をお願いします。

【全員挙手】

全員賛成ですので、本案は原案のとおり決定しました。

議案第2号については、〇〇委員に関連する議案が含まれていますので、審議終了まで退室をお願いします。

【〇〇委員退室】

日程第9、議案第2号「農地所有適格法人の要件確認について」の件を議題とします。

事務局より議題の朗読と説明をお願いします。

事務局

【議案の朗読】

3件の報告がありました。提出報告内容については17～19ページに要件確認書を添付していますのでご覧ください。

3件とも法人形態、売り上げ高、構成員、農業・農作業従事の状況など全ての要件について適正であると考えられます。

以上、議案第2号の朗読と説明を終わります。

議長

これより議案第2号「農地所有適格法人の要件確認について」の件の質疑に入ります。質疑はありませんか。

【なしの声あり】

質疑なしと認めます。これをもって、質疑を終了いたします。本案については、討論のないものと認め、省略いたします。

これより、議案第2号「農地所有適格法人の要件確認について」の件を採決いたします。本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手をお願いします。

【全員挙手】

全員賛成ですので、本案は原案のとおり決定しました。

【〇〇委員入室】

日程第10、議案第3号「農地法第18条第6項の規定による通知書(合意解約)について」の件を議題とします。

事務局より議題の朗読と説明をお願いします。

事務局

【議案の朗読】

本案は〇〇さんと〇〇さんの賃貸借契約を合意解約する通知を受けたものです。農地の引渡しを行う時期の6ヶ月以内に成立しているため、知事の許可は必要ありません。

以上、議案第3号の朗読と説明を終わります。

議 長 これより議案第3号「農地法第18条第6項の規定による通知書(合意解約)について」の件の質疑に入ります。質疑はありますか。

〇番 これは合意解約して農地を返すということですよ。これは理由というのは何ですか。

事務局 〇〇さんが今年から耕作しないということで、契約途中ではありますが解約するものです。次に別の方に貸す意向はあるようです。

〇番 分かりました。

議 長 他にありますか。

【なしの声あり】

これをもって、質疑を終了いたします。本案については、討論のないものと認め、省略いたします。

これより、議案第3号「農地法第18条第6項の規定による通知書(合意解約)について」の件を採決いたします。本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手をお願いします。

【全員挙手】

全員賛成ですので、本案は原案のとおり決定しました。

議案第4号については、私に関する案件がありますので、ここで退席し、議長を代理と変わります。

【会長退室、松田代理議長席へ】

代 理 日程第11、議案第4号「農業経営改善計画の認定に係る協議について」の件を議題とします。

事務局より議題の朗読と説明をお願いします。

事務局

【議案の朗読】

報告第3号では会長専決した1件を報告いたしましたが、本案では6件の協議がありました。

1番の〇〇さんについては、全般的に2018年の収量が低かったため、収量の回復を目指しております。

2番の〇〇さんについては、2018年に不出来であった馬鈴しょやハウスメロンの収量の回復を図り、搾乳牛の増により所得増を目指しております。

3番の〇〇さんについては、搾乳牛の増により所得向上。

4番の〇〇さんについては、所得を落としていますが、2018年の初任牛価格が相当高騰しており、目標年では例年の価格を想定し積上げているので結果的に減額となっております。

5番の〇〇さんについては、全般的に2018年の収量が低いため、これらの収量向上を図ることとなっております。

6番の〇〇さんについては、主に水稻の収量改善を図り、所得の確保を目指しております。

以上、議案第4号の朗読と説明を終わります。

代理

これより議案第4号「農業経営改善計画の認定に係る協議について」の件の質疑に入ります。質疑はありませんか。

【なしの声あり】

質疑なしと認めます。これをもって、質疑を終了いたします。本案については、討論のないものと認め、省略いたします。

これより、議案第4号「農業経営改善計画の認定に係る協議について」の件を採決いたします。本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手をお願いします。

【全員挙手】

全員賛成ですので、本案は原案のとおり決定しました。

【会長入室、松田代理元の席へ】

議長

議案第5号については、〇〇委員に関連する議案が含まれていますので、審議終了まで退室をお願いします。

【〇〇委員退室】

日程第12、議案第5号「農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について」の件を議題とします。

事務局より議題の朗読と説明をお願いします。

事務局

【議案の朗読】

本案は所有権の移転が1件、利用権の設定が14件、計15件です。
55ページをご覧ください。

番号1は、報告第4号で報告しました売買の所有権移転であり、金額等は既に報告したとおりです。図面は56ページに載せております。

続きまして57ページをご覧ください。2番は〇〇さんから〇〇さんへの賃貸借の再設定であり、期間は〇年間、10アール当り〇〇円です。図面は60ページです。

3番は同じく〇〇さんから〇〇さんへの新規の賃貸借であり、期間は〇年間、10アール当り〇〇円です。図面は61ページです。

4番は〇〇さんから〇〇さんへの新規の賃貸借であり、期間は〇年間、10アール当り〇〇円です。図面は62ページです。

5番は〇〇さんから〇〇さんへ一部新規を取り込んでの賃貸借の再設定で期間は〇年間、10アール当り〇〇円です。図面は63ページです。

6番は〇〇さんから〇〇さんへの賃貸借の再設定で、期間は〇年間、10アール当り〇〇円です。図面は64ページです。

7番は〇〇さんから〇〇さんへの賃貸借の再設定で、期間は〇年間、10アール当り〇〇円です。図面は65ページです。

8番は〇〇さんから〇〇さんへの賃貸借の再設定で、期間は〇年間、10アール当り〇〇円です。図面は66ページです。

9番は〇〇さんから〇〇さんへの賃貸借の再設定で、期間は〇年間、10アール当り〇〇円です。図面は67ページです。

10番は〇〇さんから〇〇さんへの賃貸借の再設定で、期間は〇年間、10アール当り〇〇円です。図面は68ページです。

11番は〇〇さんから〇〇さんへの賃貸借の再設定で、期間は〇年間、10アール当り〇〇円です。図面は69ページです。

12番は〇〇さんから〇〇さんへの賃貸借の再設定で、期間は〇年間、10アール当り〇〇円です。図面は70ページです。

13番は〇〇さんから〇〇さんへの賃貸借の再設定で、期間は〇年間、10アール当り〇〇円です。図面は71ページです。

14番は〇〇さんから〇〇さんへの新規の賃貸借で、期間は〇年間、10アール当り〇〇円です。図面は72ページです。

以上の計画内容は73ページから86ページの調査書に記載のとおり、経営面積、従事日数など、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

以上、議案第5号の朗読と説明を終わります。

議長

これより議案第5号「農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について」の件の質疑に入ります。質疑はありますか。

【なしの声あり】

質疑なしと認めます。これをもって、質疑を終了いたします。本案については、討論のないものと認め、省略いたします。

これより、議案第5号「農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について」の件を採決いたします。本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手をお願いします。

【全員挙手】

全員賛成ですので、本案は原案のとおり決定しました。

【〇〇委員入室】

以上をもって、平成31年、第3回ニセコ町農業委員会総会を閉会いたします。どうもご苦勞様でした。

この議事録は、会議の経過を記載したものであり相違ないことを証するためここに署名する。

平成31年3月27日

議長 荒木 隆志 ㊟

署名委員 1番 茶谷 久登 ㊟

署名委員 2番 大橋 敏範 ㊟